



市民憲章や

総合計画とは

どう違うの？

基本条例の位置付けは、「江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は最大限尊重されなければならない。」(第2条)となっております。

同時に、江南市には、「江南市民憲章」があり、また、市の各種計画の上位となる総合計画・江南市戦略計画もあります。

今回は、市民憲章や総合計画と、基本条例との違いについて説明します。

市民憲章とはここが違います

江南市民憲章はまちづくりの目標を、その実践項目は市民の皆さんの行動規範を述べたものになっています。(た

とえば、「自然を愛し、美しいまちにしましょう」「私は、家のまわりのゴミをかたづけます」など)

基本条例は、まちづくりの主体(市民、区・町内会、NPOなどのまちづくり組織、市議会、市役所など)に一定の責務や役割を求めるだけでなく、それらの各主体が、持てる力を発揮するための、「ルール」を定めているものです。また、まちづくりの基本原則や市政運営のあり方なども盛り込んでおり、市民憲章とは性格を異にするものです。

総合計画とはここが違います

総合計画が何を推進するのかを表すのに対して、基本条例は、どうやってそれを推進するのかを表しているものといます。総合計画は10年後のまちのあるべき姿や目標を描いたものであるのに対し、基本条例はまちづくりの方法・手段・道具であると整理できます。

問合せ 地域協働課(内線3

23)

それぞれに特徴があるね!

